

## 令和4年度第1回 徳島県最低賃金専門部会議事要旨

### 1 開催日時等

開催日時 令和4年8月3日(水) 10時52分～11時17分  
開催場所 四国大学交流プラザ5階フォーラムホール

### 2 出席者

(公益委員)	段野委員	稲倉委員	佐野委員
(公益オブザーバー委員)	撫養委員	端村委員	
(労側委員)	川口委員	山本委員	賀川委員
(使側委員)	脇田委員	中村委員	小林委員

### 3 議事要旨

- (1) 部会長に段野委員、部会長代理に稲倉委員を選出した。
- (2) 専門部会運営規程（オンライン規定の追加、専門部会の公開、議事録の署名廃止）について、本日付けで改正となった。

- (2) 徳島県最低賃金額改正について、審議が行われた。

労側委員・・・ 先の本審で全労連の意見陳述で、徳島で生活をするためには時間給1,600円必要とのことであった。1,600円とまでは言わないが、連合リビングウエイジでは、徳島で生活をするためには、車ありでは1,300円以上、車なしでも1,000円以上必要である。1,000円を目指して審議をしたい。

使側委員・・・ 昨年の政府が介入して決定されたと思われる目安額と公益見解とは異なり、今年を目安と公益見解は根拠が示されていることについては評価したい。しかしながら、3要素のうち生計費に焦点を当てた目安額は中小企業には厳しい。これから3年間猶予されていた融資の支払いが始まり、その中で物価の値上がり、売上げが上がらない中での最低賃金引上げは厳しい。商工会連合会でのアンケート結果、50%以上が最賃が上がると厳しいとの声がある。このような状況を踏まえて地方は地方でしっかりと審議をしたい。

金額提示なし。

- (3) 審議を継続し、次回8月5日（金）に第2回専門部会を開催することとなった。